

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

赤木・菅野 (内3594)

電話直通 3595-2796

平成18年4月3日

社会保険庁

平成17年10月の総務省行政評価局勧告を踏まえた
(社)全国社会保険協会連合会等に対する調査結果について

1. (社)全国社会保険協会連合会 ((財)都道府県社会保険協会含む)

(1) 調査の概要

平成12年度以降の高額医療費等貸付事業及び健康づくり事業の委託事業に係る事務費支出について、平成17年10月の総務省行政評価局の勧告(以下「勧告」という。)で指摘された不適正な事項に関する緊急対応として、(社)全国社会保険協会連合会(以下「全社連」という。)に対して、自主点検調査を指示するとともに、全社連については当庁検査、(財)都道府県社会保険協会には各地方社会保険事務局と連携して検査を行った。

なお、勧告で指摘された事項以外についても、現在徹底した自主点検調査を行うよう指示しているところであり、必要があれば当庁における検査を行うこととしている。

(2) 調査結果 (別紙参照)

① 臨時職員を雇用するものとして、全社連に臨時職員給与費の請求を行ったが、実際には臨時職員を雇用することなく、他の事務費の支出に充てかつ会計年度を繰り越して支出していた。また、その内容を確認することができる関係書類は整備されていなかった。

○ (財)宮城県社会保険協会 7,740,258円

② 事業年度終了時の決算剰余金を全社連に返還すべきところ、翌会計年度に繰り越して支出していた。

○ (財)茨城県社会保険協会 2,753,702円

○ (財)兵庫県社会保険協会 1,121,740円

③ 社会通念上、国庫支出としては認められない、職員の親睦会が行う旅行会や忘年会経費の事業主負担金などを、交付金等から支出していた。

○ 全社連 2,000,000円

○ (財)静岡県社会保険協会 31,778円

(3) 改善措置

① 不適正な支出については、全額返還するよう所要の手続きを講じた。

② 全社連における交付金の支出に関する審査を徹底(証拠書類の添付)し再発防止を図る。

③ 交付金の各費目の範囲を明確にし、再発防止を図る。

2. (財) 社会保険健康事業財団

(1) 調査の概要

平成12年度以降の生活習慣病予防健診事業に係る事務費支出について、勧告で指摘された事項に関する緊急対応として、(財)社会保険健康事業財団に対し自主点検調査を指示するとともに、同財団6支部に対し当庁で検査を行った。また、残りの41支部についても引き続き当庁検査を行うこととしている。

(2) 調査結果 (別紙参照)

① 社会通念上、国庫支出としては認められない、職員の親睦食事会経費を委託費から支出していた。

○ 財団本部他18支部 4,065,616円

② 特段の理由もなく在勤地内にかかる宿泊費を委託費から支出していた。

○ 兵庫支部 39,900円

(3) 改善措置

① 不適正な支出については、全額返還するよう所要の手続きを講じた。

② 財団本部における委託費の支出に関する審査を徹底(証拠書類の添付)し再発防止を図る。

③ 委託費の各費目の範囲を明確にし、再発防止を図る。

調 査 結 果 報 告

不適正な事例

- ① 臨時職員を雇用するものとして、全社連に臨時職員給与費の請求を行い、臨時職員を雇用することなく、他の事務費の支出に充てかつ会計年度を繰り越して支出していた。また、その内容を確認できる関係書類は整備されていなかった。
- ② 事業年度終了時の決算剰余金を全社連に返還すべきところを翌会計年度に繰り越して支出していた。
- ③ 社会通念上、国庫支出としては認められない職員の親睦会が行う旅行会や忘年会経費の事業主負担金などに、交付金等から支出していた。
- ④ 特段の理由もなく在勤地内にかかる宿泊費を委託費から支出していた。

1. (社)全国社会保険協会連合会

○高額医療費等貸付事業【高額医療費貸付事業等交付金】

(単位:円)

	返還事例	年 度					合計
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
宮 城	①	1,440,000	1,980,231	2,160,014	2,160,013	0	7,740,258
茨 城	②	219,342	783,421	0	0	0	1,002,763
兵 庫	②	155,250	301,600	220,920	240,240	203,730	1,121,740
静 岡	③	0	0	0	0	31,778	31,778
全社連	③	105,000	140,000	140,000	125,000	100,000	610,000

注)茨城県協会については、平成12年度の決算書類に、平成11年度からの決算剰余金1,750,939円が繰り越されていることから、返還額については、2,753,702円となる。

貸付事業計	12,257,478
-------	------------

○健康づくり事業【疾病予防検査等委託費】

(単位:円)

	返還事例	年 度					合計
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
全社連	③	315,000	315,000	315,000	220,000	225,000	1,390,000

全社連合計	13,647,478
-------	------------

2. (財)社会保険健康事業財団

○健診に関する事業【疾病予防検査等委託費】

(単位:円)

	返還事例	年 度					合計
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
財 団	③	141,700	152,475	120,000	87,600	0	501,775
北 海 道	③	0	26,400	32,300	27,200	15,000	100,900
埼 玉	③	0	0	0	0	22,630	22,630
東 京	③	0	0	0	0	137,915	137,915
神 奈 川	③	0	0	124,547	103,098	0	227,645
新 潟	③	0	0	0	18,000	0	18,000
岐 阜	③	0	9,249	54,000	59,482	0	122,731
静 岡	③	54,705	40,000	35,070	0	0	129,775
愛 知	③	0	70,000	49,000	68,638	43,986	231,624
三 重	③	27,000	0	45,000	27,000	0	99,000
京 都	③	95,000	90,000	156,000	109,410	0	450,410
大 阪	③	258,000	284,000	220,773	200,900	48,300	1,011,973
兵 庫	③	0	20,000	66,356	0	0	86,356
兵 庫	④	0	0	0	0	39,900	39,900
島 根	③	30,948	28,087	0	0	0	59,035
岡 山	③	105,210	0	0	44,100	0	149,310
広 島	③	0	0	0	25,960	30,960	56,920
徳 島	③	0	0	70,620	59,800	108,000	238,420
香 川	③	0	147,609	0	0	0	147,609
愛 媛	③	0	52,500	73,500	72,135	75,453	273,588
合 計		712,563	920,320	1,047,166	903,323	522,144	4,105,516

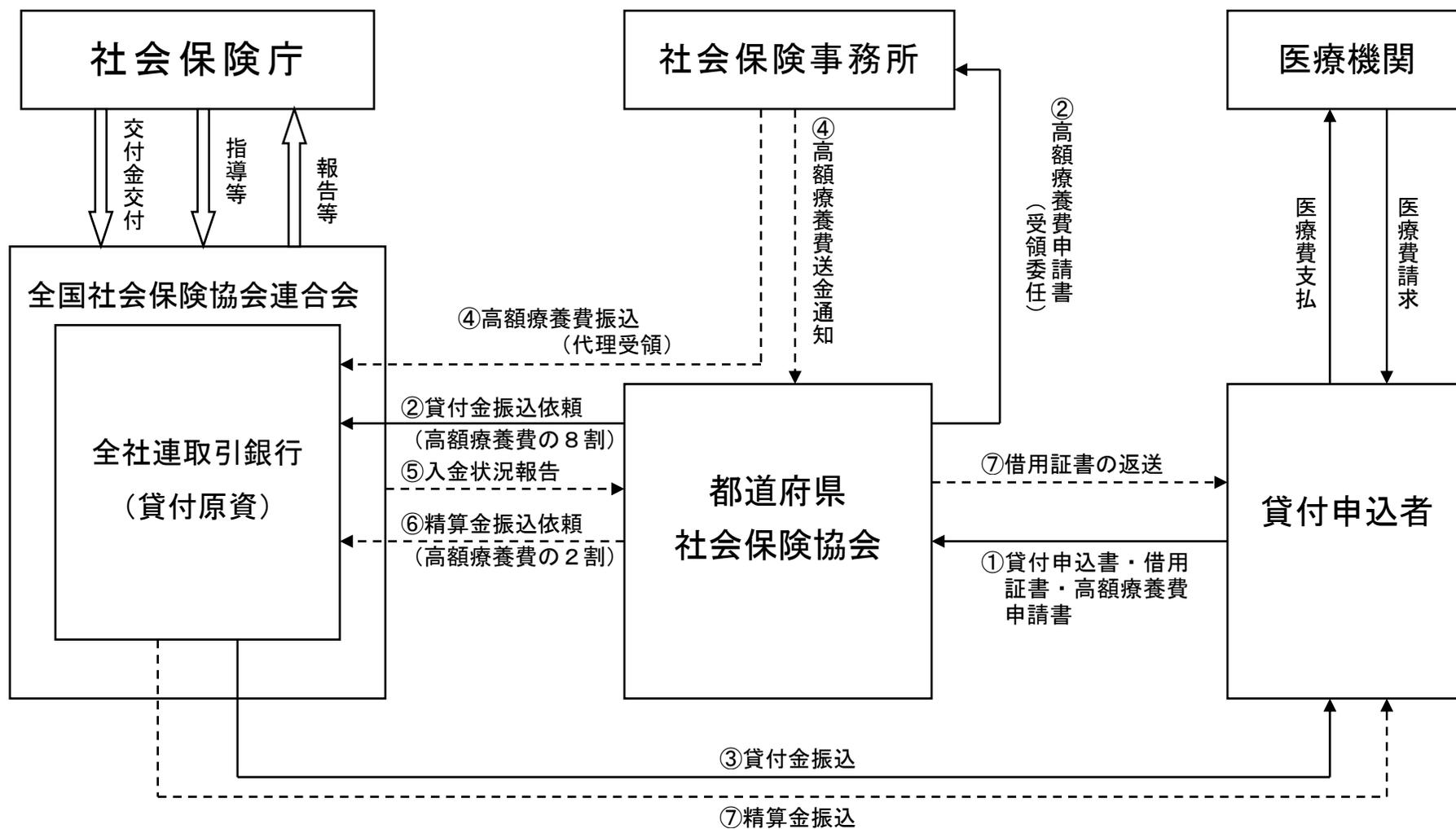
社会保険庁関係分

平成17年10月の総務省「民間団体等を対象とした補助金等 に関する行政評価・監視（第1次）結果に基づく勧告」 （補助金等の執行の適正化の調査結果抜粋）

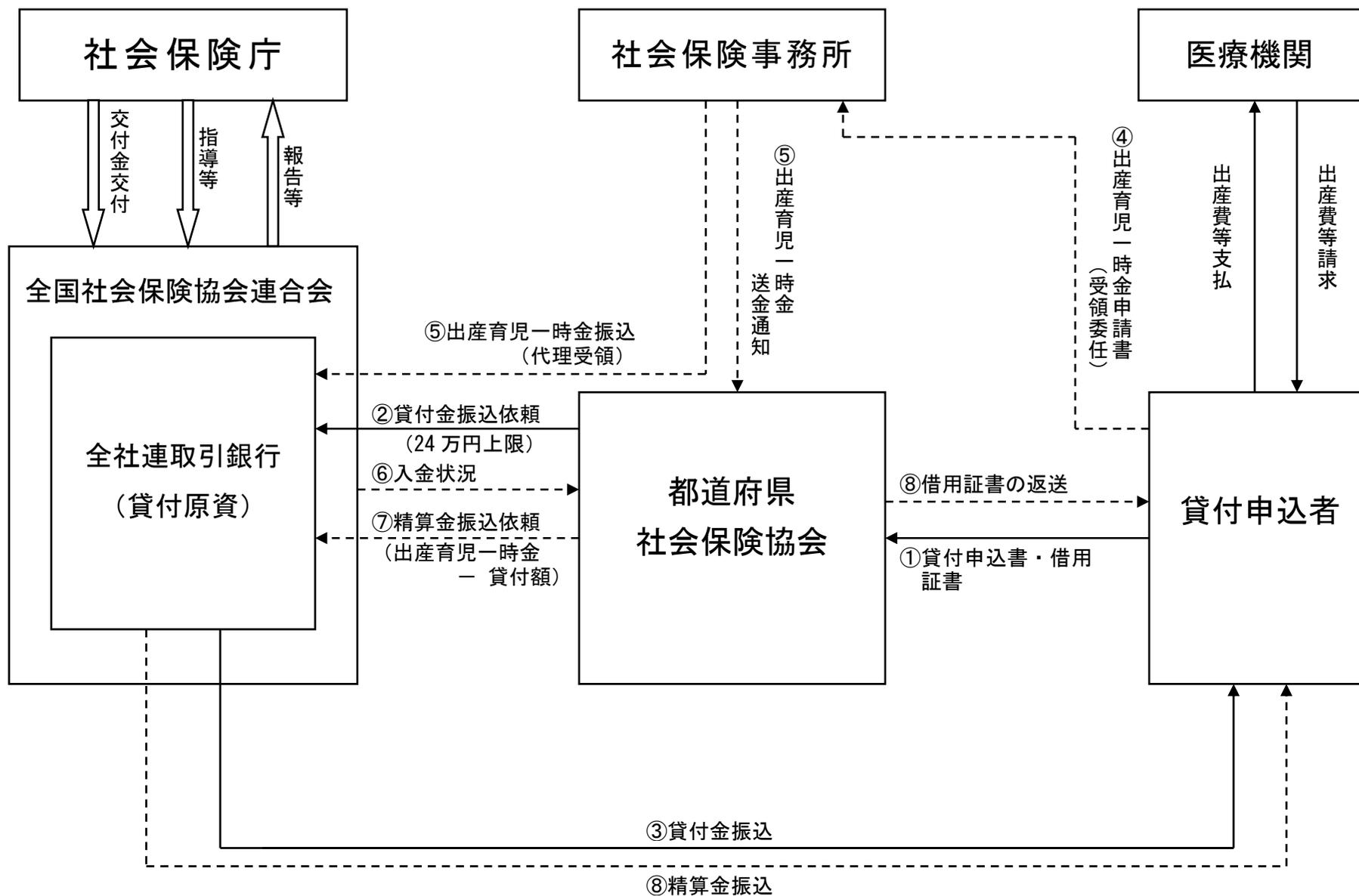
- 高額医療費貸付事業費等交付金
 - ・ 財団法人H1法人（以下「H1協会」という。）は、同協会支部において臨時職員を雇用していないにもかかわらず、臨時職員給与費の請求を行い、この請求どおりに補助金等を受給（平成13年度から15年度までの受給額：630万円（出産費貸付事業に係る臨時職員給与費を含む。）。H1協会は、各支部に対して臨時職員給与費として送金しているものの、各支部では、そのとおり使用していないほか、会計年度を繰り越して支出。これらの支出については、関係書類により、その内容を確認することが困難となっている
 - また、H1協会は、事業年度終了後に全社連に提出した業務委託費支出内訳表に、協会支部の臨時職員給与費として使用したとする虚偽の実績報告を提出している。
 - ・ 社団法人全国社会保険協会連合会では、本交付金の貸付事務費の福利厚生費として、旅行会、忘年会等を行う職員の親睦団体に対して事業主負担金を支出している。（平成13年度から15年度までの支出額：28万5,000円）
- 疾病予防検査等委託費
 - ・ 財団法人社会保険健康事業財団N1支部では、職員の親睦食事会経費を財団法人社会保険健康事業財団からの委託費（事業費の福利厚生費）の中から支出している（支出額：10万9,410円）。

(注) これらの調査結果に対して、総務省から、改善の方策として、類似の事例の発生を未然に防止するとともに、補助金等の適正な執行を確保する観点から、採るべき措置の内容及び指摘額の返還について勧告を受けているところである。

高額医療費貸付制度の仕組み



出産費貸付制度の仕組み



生活習慣病予防健診事業の流れ

